

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 6月29日
照会部署名 熊谷年金事務所
厚生年金適用調査課
照会担当者 アシスタントインストラクター 戸丸 晃
連絡先 [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 田 中

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No.2010-004	本部受付番号 No.2010-715
------------------------	--------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

歩合給を廃止したときの月額変更について

(内容)

新聞店で、これまで新聞配達・集金・営業の3つの業務を行っていた従業員が、今後は集金業務を行わなくなつたため、これに係る歩合給の支払がなくなった（基本給やその他の手当に変動はない）時には、随時改定が次の①・②のどちらに該当となるかご教示願います。

- ① 歩合給は、単価・歩合率の変更のときに随時改定の対象とするが、歩合給の廃止は随時改定の対象とはしない。
- ② 業務内容の変更を賃金体系の変更とみなし、随時改定の対象とする。

なお、社会保険労務士事務所様からのご照会のため、参考となる解釈の条文等がありましたら、お示しくださいますようお願ひいたします。

お忙しいところお手数をおかけしますが、大至急の回答をお願いいたします。

(ブロック本部回答)

本案件に関して、諸規程等に明らかになっていることが確認できなかつたため、本部への疑義照会をお願いいたします。

回答日 平成22年6月3日
回答部署名 北関東・信越ブロック本部適用・徴収支援部
厚生年金適用支援グループ
回答作成者 マニュアルインストラクター(厚生年金適用支援グループ長)
吉沢 契佐紀

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

賃金体系の変更については、【2010-263 固定と非固定が混在する場合や、給与体系及び勤務体系変更による月額変更の場合は可否について】で回答しているとおり、宿直手当、役付手当、単身赴任手当など新たな手当が付き、雇用契約上もそれが明らかである場合、これを賃金体系の変更として判断することになる。また、これらの手当が廃止された場合においても、同様である。

ご照会の事例については、勤務形態の変更により歩合給の支給がなくなったとのことであるが、この場合についても上記と同様に考え、雇用契約上もそれが明らかである場合、これを賃金体系の変更として判断することになる。

回答日 平成22年8月17日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G
回答作成者 (一般) 村上 泰史
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

山上